

長期借換保証

長期の借り換え資金で
資金繰りの安定をお手伝いします。

保証期間

最大
15年

据置

最大
3年



※各自治体からセーフティネットの認定を受けることが必要です。



企業のちかくで、事業のちからに。
山形県信用保証協会

●本店営業部 山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル11階
●米沢支店 米沢市駅前三丁目1-91
●長井支店 長井市館町北6-27 TAS(タス)3階

TEL.023-647-2240
TEL.0238-23-7630
TEL.0238-84-1674

●新庄支店 新庄市末広町8-21
●酒田支店 酒田市緑町20-60
●鶴岡支店 鶴岡市本町二丁目7-5

TEL.0233-22-3171
TEL.0234-22-7644
TEL.0235-22-6122

ホームページはこちらにアクセス <http://www.ysh.or.jp/>

山形県信用保証協会

検索

長期借換保証 制度概要

対象となる方	次の(1)から(3)のいずれにも該当し、中小企業信用保険法第2条第5項(以下「セーフティネット保証」という)各号に規定する認定申請書をその住所地を管轄する市町村長又は特別区長(以下「市町村長等」という。)に提出し、認定を受け、償還能力が認められる中小企業者。 (1) 原則として、申込金融機関と2年以上の与信取引の実績がある方 (2) 申込金融機関が当該中小企業者に対し事業性評価を行い実態を把握している方 (3) 返済方法の変更や保証期間の延長を行っていない正常返済中の当協会保証協会付融資の保証債務残高があり、長期資金に借り換えることによりキャッシュフローが改善する方
資金用途	経営の安定に必要な運転資金(保証協会付き融資の借り換えに必要な運転資金を含むこと) ※新規保証は保証承諾額の50%以内が限度
融資限度額	2億8,000万円以内(各セーフティネット保証の限度額の範囲内)
保証期間	15年以内
据置期間	3年以内
返済方法	原則均等分割返済
貸付利率	金融機関所定
連帯保証人	原則法人の代表者以外不要
担保	必要な場合があります
保証料率	セーフティネット保証1号から4号、又は6号の認定を受けた場合は、0.80% セーフティネット保証5号、7号又は8号の認定を受けた場合は、0.68%
必要書類	・本制度所定の事業計画書 ・金融機関が当協会に事前に届け出している事業性評価シート(またはローカルベンチマーク)
その他	事業年度終了後、4か月以内に確定(決算)申告書の写しの提出が必要

本制度に関する詳細は、お近くの協会窓口またはお取り扱い金融機関にお問い合わせください。

本店営業部 〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル11階
TEL. 023-647-2240

米沢支店 〒992-0027 米沢市駅前3-1-91
TEL. 0238-23-7630

長井支店 〒993-0011 長井市館町北6-27 TAS(タス)3階
TEL. 0238-84-1674

新庄支店 〒996-0031 新庄市末広町8-21
TEL. 0233-22-3171

酒田支店 〒998-0858 酒田市緑町20-60
TEL. 0234-22-7644

鶴岡支店 〒997-0034 鶴岡市本町2-7-5
TEL. 0235-22-6122